

「世田谷区砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助」募集要領

- 1 職務内容 一般事務（庶務事務、健診・講座事業の補助など）
2 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
3 応募資格 地方公務員法第16条の各号いずれにも該当しない方

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

4 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- (2) 勤務日数・時間 月8日：1日6時間 午前9時から午後4時まで（うち休憩1時間あり。）
- (3) 勤務場所 砧総合支所保健福祉センター 健康づくり課（世田谷区成城6丁目2番1号）
- (4) 報酬 報酬月額 75,384円（地域手当相当分含む）
※交通費別途支給
- (5) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。
- (6) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (7) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) その他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。
- 5 募集人数 若干名
- 6 選考方法 第1次選考：書類選考 第2次選考：面接（令和8年2月9日（月曜日）（午後）予定）
- 7 選考結果 第1次選考の結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年1月30日（金曜日）を過ぎても結果通知が届かない場合は、下記問い合わせ先へご連絡ください。
選考結果については、電話等でのお問い合わせには応じられません。
- 8 申込方法 「世田谷区砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助選考申込書兼履歴書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を、下記「問い合わせ先・送付先」へ、郵送又は持参にてお申込みください。
郵送申込：令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月16日（金曜日）まで【必着】
持参申込：上記郵送申込期間内の月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時まで

【問い合わせ先・送付先】 世田谷区砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事業係
〒157-8501 東京都世田谷区成城6丁目2番1号
電話：03-3483-3161（直通）